

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業
補助の区分	事業補助(事業奨励補助)
補助の概要	危険な空家の解体、撤去並びに処分を行う所有者等を支援することで、管理不全空家を減少させ、良好な景観を形成するため、市内の老朽危険廃屋の解体、撤去並びに処分に要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	老朽危険廃屋の所有者又は所有者から解体又は撤去について委任を受けた者
補助対象経費	老朽危険廃屋の解体撤去等の経費、解体に伴う廃材等の収集運搬費、周囲への安全を確保するための付随工事
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	50万上限(下限15万)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1/2(国1/4、市1/4)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	解体撤去数20件/年
	○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 管理不全家屋の撤去を目的としており費用対効果の算出はできない。解体工事として発注するため一時的な経済効果は見込まれる。(予算額10,000千円×2=20,000千円)
※数値目標の設定検証	
補助制度開始	平成23年1月20日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ及び募集案内による
事業担当 (担当部署)	環境対策課 環境対策係
(電話番号)	0259-63-3113